



## 医療費の助成制度（公費助成）に関する届出をするとき

公費負担医療制度は、社会福祉および公衆衛生の向上発展を期するための施策で、国および地方公共団体が医療に関する給付を行う制度です。

疾病の種類や患者の状態によっては、国および地方公共団体が優先的に給付を行ったり、健康保険でかかった患者の自己負担分を国および地方公共団体が負担するものなど、その取扱いは多種多様なものとなっています。

従って、被保険者や被扶養者が公費負担医療制度の助成を受けるようになったときには、国および地方公共団体が自己負担分等を負担しているため、健保組合からの一部負担還元金や家族療養費付加金等の支給（国および地方公共団体からの支給との二重払い）を防ぐために、また、助成を受けなくなったとき（国および地方公共団体からの支給がなくなり自己負担が発生したとき）は一部負担還元金や家族療養費付加金等を支給するため、健保組合へ「公費負担医療費 該当・非該当・取消 届」を提出して頂き、給付金支給に調整を行うこととなります。

### 1. 申請書類

(1) 「公費負担医療費 該当・非該当・取消 届」（給13）

(2) 国や地方公共団体から交付されている「医療受給者証」写しや「助成内容のしおり」（裏面に注意事項等が記載されている場合には、裏面の写しも添付して下さい。）

※「医療受給者証」とは、医療機関の窓口で「被保険者証」と併せて提示すると自己負担額が減免されるものです。（地方公共団体により名称が異なります。）

※国や地方公共団体より、非該当・取消となった通知書を受けている場合には、写しを添付して下さい。

### 2. 提出時の注意事項

(1) 被保険者は申請書類を直接、健保組合に送付して下さい。

〒105-6927

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 神谷町トラストタワー  
シェイティ健康保険組合 給付担当宛

(2) 助成制度について詳しい内容が記載されている「しおり」などがある場合には写しを添付して下さい。

(3) 乳幼児医療費助成事業に所得制限があり、乳幼児医療費助成制度の該当にならない場合でも、市町村で実施されている乳幼児医療費助成事業の年齢の範囲・所得制限の範囲等は、さまざまとなっており、健保組合では把握することが出来ません。  
被保険者の方からの届出をもって、該当の有無を判断し、市町村と調整を行っておりますので、「公費負担医療費 該当・非該当・取消 届」の「非該当」を○で囲んで、同様に手続きを行って下さい。

(4) 届出をされていないことにより、医療費の助成制度に該当していることが確認出来ない場合は、健保組合では、高額療養費・付加金等の支給調整ができません。  
助成制度に該当していることが判明した場合には、遡及して高額療養費・付加金等の返還をして頂くこととなりますので、ご注意下さい。